

銚田・大洗広域事務組合障害者活躍推進計画

令和３年７月１日

銚田・大洗広域事務組合管理者

1 計画策定の趣旨

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第1項の規定に基づき、銚田・大洗広域事務組合の機関が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組について必要な事項を定めるものです。

2 機関名

銚田・大洗広域事務組合事務局

3 任命権者

銚田・大洗広域事務組合管理者

4 計画期間

令和３年７月１日～令和９年３月３１日（６年間）

5 障害者雇用に関する課題

当組合事務局は、職員総数が６人の小規模な機関であり、障害者に限らず、職員採用を行っていません。

また、職員の構成は、当組合の構成市町（銚田市・大洗町）から派遣された職員で構成されており、これまで障害者が在籍したことがなく、障害者雇用における課題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行っていません。

6 目標

(1) 採用に関する目標

今後も障害者に限らず、募集・採用を独自に行う見込みはないことから、当組合事務局に在籍している職員に対して、障害者雇用に関する知識（障害特性を含む。）を付与する機会を設け、障害者雇用に関する職員の理解の促進を図ります。

- (2) 定着に関する目標
なし

7 取組内容

- (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として、事務局長を選任します。

- (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者である職員が配置された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

- (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

職員採用は行わないため、当該項目に記載すべき事項は特段ありませんが、当事務局に在籍している職員に対しては、障害者雇用に関する知識（障害特性を含む。）を付与する機会を設け、障害者雇用に関する職員の理解の促進を図ります。

- (4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。